

後期高齢者医療制度の一部負担金の負担割合の見直しについて

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行、及び関係政省令の公布に伴い、後期高齢者医療制度の一部負担金の負担割合について以下のとおり見直しされたため報告する。

1 見直しの理由

2022年以降、団塊世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれている。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の支援金により賄われており、今後も拡大する見通しであることから窓口負担の見直しにより現役世代の負担を抑え、国民全体で保険制度を支えていく。

(参考)

75歳以上の中野区人口

年度	2021年度	2025年度	増減
75歳以上	36,039人	38,974人	2,935人増

2 実施時期

令和4年10月1日

3 一部負担金の負担割合の見直し

()内の数値は、中野区における令和3年6月時点の被保険者数を元に算出。
なお、所得に応じた負担割合の判定は別紙のとおり。

【令和4年9月30日まで】

区分	現役並み所得者	一般所得者等
医療費負担割合	3割 (6,300人)	1割 (28,000人)

【令和4年10月1日から】

区分	現役並み所得者	一定以上の所得者	一般所得者等
医療費負担割合	3割 (6,300人)	2割 (7,800人)	1割 (20,200人)

4 配慮措置について

自己負担割合の2割引き上げにより急激な負担増加を緩和するため、2割負担対象者が令和4年10月1日から令和7年9月30日までに受けた外来療養に係る高額療養費の支給について、算定基準額の特例により月額負担増加額を3千円までとする。

なお、配慮措置の適用となった場合には口座へ後日払い戻しを行うため、2割負担対象者で高額療養費の口座登録がされていない者に対し、今後東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）から口座登録の勧奨を行う。

〔配慮措置が適用される場合の計算方法〕

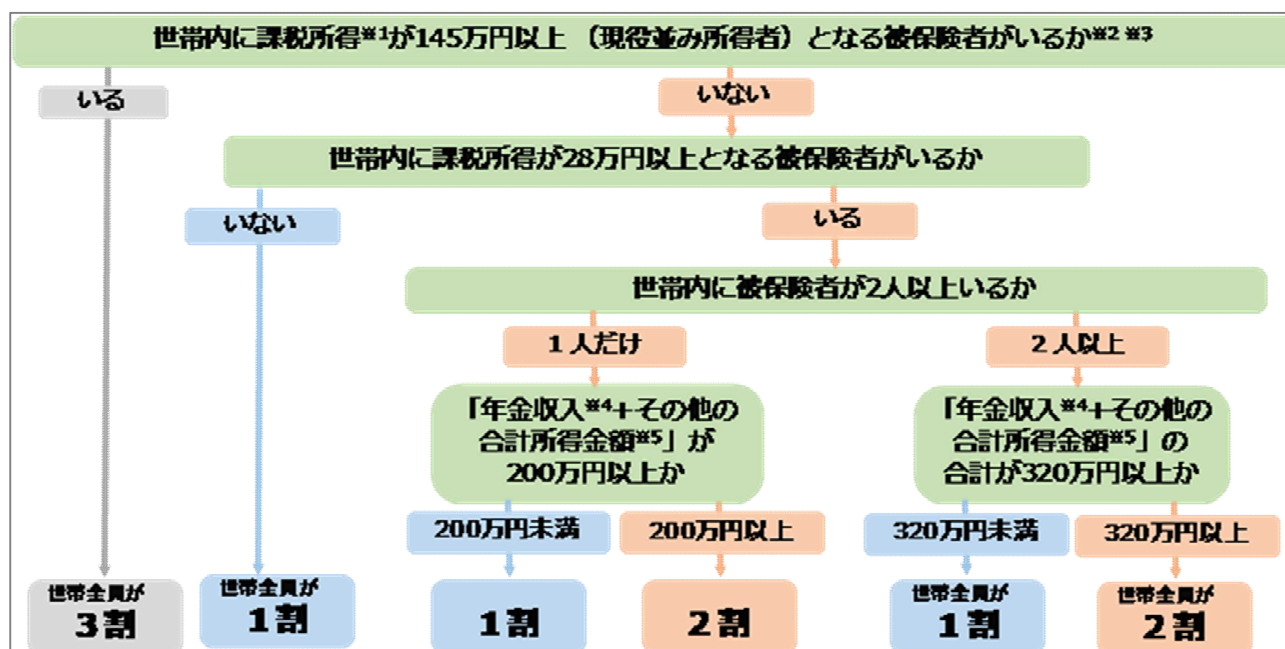
例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき①	5,000円
窓口負担割合2割のとき②	10,000円
負担増③（②－①）	5,000円
窓口負担増の上限④	3,000円
払い戻し（③－④）	2,000円

5 広報周知について

広域連合が制作する新聞折込チラシのほか、被保険者に配布する区独自パンフレット、中野区報、ホームページ等にて周知を行う。

(参考) 負担割合の判定



※1 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)。

※2 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同一世帯の被保険者については、課税所得145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額(総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額)」の合計額が210万円以下であれば、現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進む。

※3 所得税法上の収入金額が以下の条件を満たす場合は、課税所得145万円以上であっても、申請により現役並み所得者の対象外となり、「いない」に進む。

■被保険者が1人の場合 ⇒383万円未満(世帯内に70~74歳の方がいる場合は収入合計額が520万円未満)

■被保険者が複数 ⇒収入合計額が520万円未満

※4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まない。

※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額。